

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横須賀市は、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に影響を及ぼしかねないことを認識し、漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

横須賀市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	<p>予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱います。</p> <p>①住民基本台帳データをもとに予防接種管理システムにより予防接種台帳を作成します。 ②接種券を発行し、発送します。 ③ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行います。 ④予防接種の実施後に、接種記録等を予防接種管理システムに登録した上で、そのデータをワクチン接種記録システム(VRS)に連携させます。 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)により接種記録の管理、他市区町村への接種記録の照会・提供を行います。 ⑥予防接種管理システムにより、転入者、紛失者等への接種券の追加交付、再交付等を行います。 ⑦予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行います。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	予防接種管理システム
②システムの機能	<p>①予防接種対象者の選定 ②予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④交付・再交付申請による転入者・紛失者への接種券再交付等</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<p>①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者、接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、接種対象者の個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、事務の効率化が図れます。
②実現が期待されるメリット	番号制度の導入により、氏名、住所等の住民情報の名寄せ・突合ができ、より正確かつ効率的に接種対象者の接種済み情報等を把握することが可能となります。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一(10項) 番号法第19条第6号 番号法第19条第16号
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2(16の2項、17項、18項、19項) 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2(16の2項、16の3項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生局健康部保健所企画課(防疫企画担当・ 防疫情報システム担当)
②所属長の役職名	民生局健康部保健所企画課長(防疫企画担当課長・ 防疫情報システム担当課長)
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類(※)
- ・製品名(※)
- ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- ・証明書ID(※)
- ・証明書発行年月日(※)

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止します。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手しますが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手します。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手しますが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手します。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止します。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止します。</p> <p>⑤住基情報の入手 デジタル・ガバメント推進室を通じて予防接種対象者を抽出したうえで提供を受けているため、対象者以外の情報は入手できません。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>・申請書類は、必要な情報以外を誤って記入することがないように作成します。 <ワクチン接種記録システム等における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止します。</p>
その他の措置の内容	<p>・搬送用のメディアについては、鍵のかかるロッカーで保管し、必要がなくなった場合には速やかに、メディアを粉砕廃棄します。 ・情報が入っているPCは盗難防止措置を講じます。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・本人確認を行った上で、本人から入手しています。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御しています。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とします。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避けます。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避けます。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・予防接種実施時に、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、厳格に本人確認を行います。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信されます。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を厳格に行います。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>・予防接種台帳ファイルの入力を行う際には、正確性を確保するために、必ず2人で読み合わせを行い内容を確認します。 ・予防接種台帳ファイルへ入力された特定個人情報に対する操作は、厳格な権限管理を行い、かつ全てログが記録されています。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じています。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じます。</p>
その他の措置の内容	<p>・新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する事務に携わる職員が、予防接種法の主旨を理解し、適切な処理を行います。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>・受け付けた予診票等は、取扱場所及び運搬方法を限定し、また保管場所は施錠可能な耐火書庫に限定することで、書類の紛失、散逸等が発生しないようにしています。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)によって入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用します。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしています。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止しています。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしています。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施します。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・予防接種台帳ファイルにログインした職員は必ず、使用後にログアウトをすることで、不特定多数の職員がIDの使い回しをすることとならないよう徹底しています。</p> <p>・ワクチン接種記録システム(VRS)において、入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザーIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御しています。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・接種券等の送付事務では、個人番号を使用しません。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・事務遂行上必要最小限の情報のみを管理します。 ・接種会場等では、個人番号にはアクセスできないように制御しています。
その他の措置の内容	・特定個人情報を他システムで利用する際は、番号法又は横須賀市個人番号の利用に関する条例で個人番号利用事務となっていることを確認します。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<予防接種管理システム> ・予防接種台帳ファイルが操作できる端末は専用端末であり、その業務以外利用できない仕組みになっています。 ・職員を限定したうえで、ユーザーIDによる識別並びにパスワード及び生体情報による認証を行います。この際、ユーザーごとに利用可能な機能を制限することで、不正利用ができない仕組みとなっています。 ・認証に使用するパスワードは年1回以上、変更する運用を行っています。 <ワクチン接種記録システム(VRS)> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じています。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御しています。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しません。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザーID・パスワードにて行います。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行されます。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・異動又は退職等に伴い、システム利用が不要となった職員について、パスワードの失効を速やかに実施します。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行されます。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・年に1回以上、システムの操作権限が操作者の担当業務に応じた権限になっているか棚卸をしています。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザーIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行されます。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムの操作履歴により、いつ・誰が・誰の・どの情報にアクセスしたのかを記録をしています。 ・不正な操作がないことについて、操作履歴により適時確認します。 ・バックアップされた操作履歴について、一定期間保管しています。
その他の措置の内容	・ログインしたまま端末を放置せず、離席時はログアウトすることとしています。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・端末の操作記録を保管しています。 ・操作者は事務外の利用を行わないよう研修等で周知をしています。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	電子ファイルをシステムから取り出すことが可能なのは、管理者権限を持つ職員のみとしています。 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしています。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定します。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残します。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残します。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行います。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残します。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定しています。具体的には以下の3つの場面に限定しています。

- ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用します。
- ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用します。
- ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用します。

②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれません。

③事務処理に必要な印刷物は、不要となり次第、シュレッダーをかけた上で廃棄する等適正に処分します。

④データ出力については、所属長の承認を得てから行っています。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができます。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っています。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供しますが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供します。転出先市区町村へ接種記録を提供しますが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供します。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供しますが、電文を受ける市区町村では、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっています。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御しています。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定しています。具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定しています。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横須賀市における措置> 特定個人情報の入手時には、情報照会(どの端末でどの職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をシステムに逐一保存することで、不正な入手を防止します。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになります。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応しています。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっています。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能です。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したものです。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能です。</p>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横須賀市における措置> 中間サーバーとの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されています。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されています。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保しています。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保しています。</p>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><横須賀市における措置> 情報照会にあたっては、中間サーバーから入手した特定個人情報の情報提供用個人識別符号が団体内統合宛名番号に正確に変換されることにより個人を識別できるため、照会対象者に係る特定個人情報を正確に入手することが担保されています。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されています。</p>		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横須賀市における措置> 中間サーバーとの連携は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されています。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応しています(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けています。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が入り・紛失するリスクを軽減しています。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっています。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっています。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっています。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応しています。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信用回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応しています。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできません。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横須賀市における措置> ネットワークセキュリティ対策を施すことで接続できるシステムを限定し、不正な提供が行われないようにします。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、その照会リストを中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかのチェックを実施します。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が入りに提供されるリスクに対応しています。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認してから提供を行うことで、特定個人情報が入りに提供されるリスクに対応しています。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっています。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横須賀市における措置> 高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応しています。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっています。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっています。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存住基システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応しています。 ・中間サーバーと地方公共団体についてはVPN等の技術を利用し、地方公共団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応しています。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理しています。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><横須賀市における措置> 提供前に複数の職員による確認作業を行っています。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応しています。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応しています。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存住基システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有しています。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっています。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応しています。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保しています。 ・中間サーバーと地方公共団体についてはVPN等の技術を利用し、地方公共団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保しています。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできません。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化します。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p><横須賀市における措置> ・盗難を防ぐために、特定個人情報を含む記憶媒体は事務室内の施錠ができる場所に保管しています。 ・課内にある端末はセキュリティーワイヤーを用いて設置しています。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしています。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避します。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしています。 主に以下の物理的対策を講じています。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用しています。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<p><横須賀市における措置> ・ウイルス対策ソフトについて定期的にパターン更新をしています。 ・インターネット等外部ネットワークとは完全に分離し、ファイアーウォールにより不正アクセス防止をしています。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行います。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行います。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行います。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしています。 主に以下の技術的対策を講じています。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管します。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をします。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御しています。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御しています。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えています。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしています。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしています。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしています。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLWAN回線を使用し、情報漏えいを防止します。また、通信は暗号化</p>

⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・予防接種の実施期間中は、常時最新の状態に更新しています。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	媒体等の処分際には、情報を復元できないよう、電子情報消去専用ソフトウェアによる電子情報の消去、媒体等に対する磁気照射により電子情報の消去又は電子情報を復元不可能な状態にすべく媒体等の物理的な破壊、のいずれかの措置を行います。(特定個人情報を記録した媒体等を処分する場合は、物理的な破壊を含む2つ以上)	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><横須賀市における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検を継続し、「評価書の記載内容どおりの運用がなされていること」をふまえ運用状況を確認します。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしています。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をします。</p>
②監査	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><横須賀市における措置> ・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により、以下の観点による自己監査を実施し、監査結果をふまえて体制や規定を改善します。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしています。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をします。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><横須賀市における措置> ・職員(会計年度任用職員を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残しています。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしています。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしています。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をします。</p>

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現します。

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築します。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地 横須賀市役所2号館1階 横須賀市総務部総務課(市政情報コーナー)
②請求方法	横須賀市個人情報保護条例に基づく保有個人情報開示等請求を受け付けます。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 ・開示手数料: 無料。ただし、開示の実施における写しの交付について (手数料額、納付方法: は、実費の範囲において費用をいただきます。) ・納付方法: 現金
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	感染症対策関係事務ファイル
公表場所	郵便番号238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地 横須賀市役所2号館1階 横須賀市総務部総務課(市政情報コーナー)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号238-0046 神奈川県横須賀市西逸見町1丁目38番地11 ウェルシティ市民プラザ3階 横須賀市民生局健康部保健所企画課(防疫企画担当・ 防疫情報システム担当)
②対応方法	問合せ等については、電話や窓口にて受付を行い、必要に応じて記録を残し文書にて回答をします。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年8月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム2 ②システムの機能	①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者、接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	①ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者、接種券発行登録 ②接種記録の管理 ③転出/死亡時等のフラグ設定 ④他市区町村への接種記録の照会・提供 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ⑦新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていないため
令和4年8月19日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一(10項) 番号法第19条第5号 番号法第19条第15号	番号法第9条第1項及び別表第一(10項) 番号法第19条第6号 番号法第19条第16号	事後	法改正による条項の修正であるため
令和4年8月19日	I. 基本情報 (別添1) 事務の内容	記載なし	・予防接種証明書の電子交付アプリ(VRSの一機能)を利用した接種証明書の電子申請受付・電子交付を追記 ・「③他市区町村からの照会に応じて接種記録を提供」の部分で特定個人情報の流れに変更(個人番号による照会について) ・予防接種証明書のコンビニエンスストア等での自動交付を追記	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていないため
令和4年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	記載なし	他市区町村	事後	記載もれの追記であり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないため
令和4年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他 ワクチン接種記録システム(VRS)	その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていないため
令和4年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	1識別情報および2連絡先情報: 予防接種対象者確定時 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 (本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 3 業務関係情報(健康・医療関係情報): 予防接種時	1識別情報および2連絡先情報: 予防接種対象者確定時 ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度 3 業務関係情報(健康・医療関係情報): 予防接種時	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていないため
令和4年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・予防接種事務を適正に行うため、予防接種実施期間で適宜、接種情報等の情報の収集を行う必要があります。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手します。(番号法第19条第15号) ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手します。(番号法第19条第15号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手します。	・予防接種事務を適正に行うため、予防接種実施期間で適宜、接種情報等の情報の収集を行う必要があります。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手します。(番号法第19条第16号) ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手します。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手します。	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていないため
令和4年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・本人から特定個人情報の提供を受ける場合は、利用目的を説明します。また、予防接種法施行令第6条の2に記録に関する規定があります。 ・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手します。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手します。	・本人から特定個人情報の提供を受ける場合は、利用目的を説明します。また、予防接種法施行令第6条の2に記録に関する規定があります。 ・当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手します。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手します。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手します。	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていないため
令和4年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1 予防接種対象者確定事務 ・国から示された予防接種対象者を抽出し必要書類を送付するために使用します。 2 予防接種者管理事務 ・予防接種済者の管理をするために使用します。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために使用します。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために使用します。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用します。	1 予防接種対象者確定事務 ・国から示された予防接種対象者を抽出し必要書類を送付するために使用します。 2 予防接種者管理事務 ・予防接種済者の管理をするために使用します。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用します。 ・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用します。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用します。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・予防接種対象者に該当するか確認するために、住基情報と突合を行います。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合します。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行います。)	・予防接種対象者に該当するか確認するために、住基情報と突合を行います。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合します。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和4年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項	ワクチン接種記録システム(VRS)の管理等業務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていないため
令和4年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていないため
令和4年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要があります。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要があります。	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていないため
令和4年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	その他 LG-WAN回線を用いた提供	その他 LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	重要な変更の対象外の項目であり、事前の提出、公表が義務付けられていないため
令和4年8月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しています。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管します。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をします。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御しています。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御しています。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用しています。 	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しています。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管します。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をします。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御しています。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御しています。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用しています。 <p>電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしています。(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしています。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和4年8月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止します。</p> <p>②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手します。</p>	<p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止します。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手しますが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手します。</p>	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止します。 ④住基情報の入手 デジタル・ガバメント推進室を通じて予防接種対象者を抽出したうえで提供を受けているため、対象者以外の情報は入手できません。	③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手しますが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手します。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止します。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止します。 ⑤住基情報の入手 デジタル・ガバメント推進室を通じて予防接種対象者を抽出したうえで提供を受けているため、対象者以外の情報は入手できません。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため
令和4年8月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク1： 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・申請書類は、必要な情報以外を誤って記入することがないように作成します。	・申請書類は、必要な情報以外を誤って記入することがないように作成します。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力を選択することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止します。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため
令和4年8月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・本人確認を行った上で、本人から入手しています。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御しています。	・本人確認を行った上で、本人から入手しています。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御しています。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とします。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避けます。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避けます。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため
令和4年8月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・予防接種実施時に、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、厳格に本人確認を行います。	・予防接種実施時に、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、厳格に本人確認を行います。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信されます。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため
令和4年8月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3： 入手した特定個人情報情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・予防接種台帳ファイルの入力を行う際には、正確性を確保するために、必ず2人で読み合わせを行い内容を確認します。	・予防接種台帳ファイルの入力を行う際には、正確性を確保するために、必ず2人で読み合わせを行い内容を確認します。 ・予防接種台帳ファイルへ入力された特定個人情報に対する操作は、厳格な権限管理を行い、かつ全てログが記録されています。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が入力され紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・受け付けた予診票等は、取扱場所及び運搬方法を限定し、また保管場所は施錠可能な耐火書庫に限定することで、書類の紛失、散逸等が発生しないようになっています。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)によって入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用します。	・受け付けた予診票等は、取扱場所及び運搬方法を限定し、また保管場所は施錠可能な耐火書庫に限定することで、書類の紛失、散逸等が発生しないようになっています。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)によって入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用します。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしています。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止します。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしています。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和4年8月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①特定個人情報を使用する場面に必要最小限に限定しています。具体的には以下の3つの場面に限定しています。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用します。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用します。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用します。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれません。 ③事務処理に必要となる印刷物は、不要となり次第、シュレッダーをかけた上で廃棄する等適正に処分します。 ④データ出力については、所属長の承認を得てから行っています。	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 ①特定個人情報を使用する場面に必要最小限に限定しています。具体的には以下の3つの場面に限定しています。 ・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用します。 ・当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用します。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用します。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれません。 ③事務処理に必要となる印刷物は、不要となり次第、シュレッダーをかけた上で廃棄する等適正に処分します。 ④データ出力については、所属長の承認を得てから行っています。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和4年8月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとします。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されています。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとします。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されています。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和4年8月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供しますが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供します。	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 ・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供しますが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供します。 また転出先市区町村へ接種記録を提供しますが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供します。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため
令和4年8月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供しますが、その際は、個人番号と共に転出元の市区町村コードを送信します。そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町村では、該当者がいないため、誤った市区町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっています。	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供しますが、電文を受ける市区町村では、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっています。	事後	特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第9条第2項の規定(緊急時の事後評価)の適用対象となるため

